平成２９年（フ）第８６３号
神戸市中央区二宮町１－３－２　三宮東ハイツ1208、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区琴ノ緒町５丁目５番29号三経ビル603
破産者　株式会社リードオフ
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０号
岡山県倉敷市西阿知町西原762番地１
破産者　有限会社ミヤノ装建
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
栃木県大田原市美原１丁目５番８号
破産者　マミーショップ&ネイルこと　ＳＨＩＯＪＩＲＩ　ＮＡＲＩＣＨＳＡＲＡ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２６９３号
横浜市港北区篠原西町19番12号ＭＩＹＡＴＡ　ＨＡＵＳ103
破産者　株式会社ＲＩＳＥ　ＵＰ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３号
富山市上袋655番地、商業登記簿上の本店所在地富山市上袋662番地
破産者　株式会社Ｅ・ｔｒａｎｐｏ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
富山市岩瀬諏訪町50番地８
破産者　舘谷吉成こと　金　　吉成
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
静岡県浜松市東区原島町436番地の13
破産者　有限会社親和美研
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
静岡県湖西市新居町新居2456番地の６
破産者　有限会社加藤業務店
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
静岡県湖西市新居町新居248番地の２
破産者　株式会社トリロジー
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
静岡県袋井市上山梨３丁目25番地の２
破産者　株式会社どなるどの家
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
岡山市北区北方２丁目８番25号
破産者　有限会社やじろべー
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１５号
岡山県赤磐市桜が丘西２丁目７番25号
破産者　松岡　晶一
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４００号
岡山県玉野市長尾1396番地１
破産者　株式会社Ｃ．Ａ．Ｆ
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県八女市黒木町本分31番地の１
破産者　株式会社片桐工務店
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市柏木町１丁目４番13号　ミレニアム202
破産者　濱岡　徳仁
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６４号
北海道旭川市近文町15丁目3047番地　グリーンスポット中山　102号室
破産者　高橋　恵美（旧姓石森）
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
北海道旭川市神居６条16丁目６番１号　純ハイツ103
破産者　村椿　惠子
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２９号
北海道上川郡当麻町４条西３丁目21番10号
破産者　村山　貴幸
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９６号
北海道旭川市永山５条８丁目５番19号　アルスハイデンスⅡ101
破産者　三野　政明
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部